

**心配ごと・困りごと、  
人権・行政相談所の開催**

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、行政相談委員、人権啓発係などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。(予約不要)

**◆開催日時・場所**

・9月14日(金)午前10時～正午

上田の口集会所

・9月14日(金)午後1時～午後3時

保健福祉センター(旧本庁前)

※午後の相談所には、行政書士もいます。

**○お問い合わせ**

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎55-3113



**ご存知ですか 公正証書**

10月1日(月)から10月7日(日)は「公正証週間」です。

「公正証書」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公正証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。そこで公正証書の作成方法や利点について見てみましょう。

**いつでも どのでも 信用される 公正証書**

公正証書は、法務大臣に任命された公正証人が、その権限に基づいて公正証書を作成する所です。公正証書には、次のような利点があります。

- 1、公正証書は国の機関に準ずる公正証人が作成する文書です。で、裁判そのほかの面で極めて強い証拠力が認められます。
- 2、公正証書の内容についての秘密

3、金銭の支払契約で強制執行の条項を設けている場合には、その公正証書で相手の財産に対して強制執行をすることができます。つまり相手方が支払の約束に違反した場合には、訴訟を起こすことなく相手方の財産・不動産・給料などの各種の財産を差押え、債権を取り立てることができます。また、配当要求をすることもできます。

**4、遺言公正証書には自筆遺言証書と違い、遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認を受けることなく直ちに不動産登記など、記載の内容を実現する効力があります。これにより、遺産分割に際して各相続人間の争いを未然に防ぐことができます。また、遺言公正証書については、原本を電子情報化し、電子版として別途保存していただけますので、万一災害などによって原本が逸失した場合にも復元ができます。**

**【無料公正証相談】**

**◆日時** 10月6日(土)・7日(日)

午前10時～正午、午後1時～午後4時

**◆場所** 中村公正証役場

(四万十市中村大橋通6丁目3番7号第1とらやビル4階)

※事前予約制。電話による相談はできません。

**○お問い合わせ**

中村公正証役場

☎34-1728

**じんげん出前講座実施団体募集**

黒潮町では、さまざまな人権問題や命の大切さについて学ぶ「じんげん出前講座」の実施団体を募集しています。体験型や学習会型など、ニーズに合わせてメニューを多数ご用意しています。身近な人権について、皆さんで学んでもませんか。詳細は左記までお問い合わせください。

**○お問い合わせ・お申し込み**

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎55-3113